

地域包括支援センターの整備（増設）について（案）

第4期長野市介護保険事業計画では平成23年度までの地域包括支援センターの設置目標数を13か所としており、増設に向け検討・調整を進めてきました。

新たな包括センターは、平成24年10月を目途に設置することとします。なお、設置区域・委託先法人の選定等については、本年度内に運営協議会で審議いただき、受託予定法人を決定し、十分な引継ぎ等の準備期間を確保し円滑に移行を進めます。

1 第4期事業計画における「基本的な方針」

- (1) 1包括センターあたりの適正な対象高齢者人口を6,000人程度と設定
- (2) 地域住民の信頼を得ている在宅介護支援センターを有効的に活用

2 担当区域について

- ・ 第4期事業計画に基づき、平成21年度には、高齢者人口が概ね1万人を超える委託センターの担当区域を分割した地区を基本にして増設を図りました。
- ・ 平成23年度までに、高齢者人口が1万人を超える「博愛の園」及び「中部」の担当区域について、管内人口の平準化を図るため、増設等の方向で検討・調整を行ってきました。
- ・ その結果、「中部」の担当区域を分割し、「芹田地区」に新たな地域包括支援センターを設置するとともに、「中部」と「博愛の園」の担当区域を見直すこととします。「資料1-1」を参照。

3 新設する地域包括支援センターの運営について

- ・ 新設する包括センターは委託方式とし、委託先法人は公募により公正中立で適切な運営が確保される法人を選考します。
- ・ 応募対象は、市内で在宅介護支援センターを設置運営している法人とします。
- ・ 委託期間は、単年度ごととします。

4 募集要領について

- ・ 別紙「資料1-2」募集要領（案）に沿って作成します。

5 選考の基準・方法・スケジュールについて

- ・ 地域包括支援センター設置運営法人選考委員会（別紙「資料1-3」設置要領（案）を参照）を設け、書類審査及びヒアリングにより企画及び取組み等を総合的に評価し、候補者を選考します。
- ・ 選考委員会は、選考の結果を長野市地域包括支援センター運営協議会に報告し、意見を求めます。

・ 市は、運営協議会の意見を踏まえて、委託先法人を決定します。

・ 今後のスケジュール

平成 23 年

12 月上旬 地域包括支援センター運営協議会
・ 募集要領確定

(平成 24 年度予算の査定後・・・)

12 月下旬 地域包括支援センター・在宅介護支援センター所長会議
(又は 1 月上旬) ・ 募集要領提示

平成 24 年

1 月 16 日 (月) 募集開始

1 月 31 日 (火) 募集締切り

2 月上旬 応募者書類審査・ヒアリング (選考委員会による選考)

2 月下旬 地域包括支援センター運営協議会
・ 委託法人候補の選定

3 月下旬 委託法人の決定・通知 (予算成立後)

4 月～ 引継ぎ・利用者への周知等の開設準備
所定の従事者研修の受講
地域包括支援センター届出、
指定介護予防支援事業所申請などの手続き

10 月 1 日 (月) 委託契約締結・業務開始